

都市計画の案の縦覧

秩父都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

■ 都市計画の案の縦覧

- 期 間** 4月12日(火)～26日(火)
時 間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日を除く
縦覧場所 秩父市都市計画課、横瀬町建設課、皆野町建設課、県都市計画課、
県秩父県土整備事務所
内 容 「秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案(埼玉県決定)

■ 案に対する意見書の提出

- 対 象** 秩父市・横瀬町・皆野町の住民および利害関係人
方 法 持参、郵送または埼玉県電子申請届出サービス(電子申請届出サービスの詳細は、県ホームページをご確認ください。)
期 限 4月26日(火)午後5時15分(必着)
提出先 秩父市都市計画課、横瀬町建設課、皆野町建設課、
県都市計画課、県秩父県土整備事務所



【県ホームページ】

- 問合せ** 秩父市 都市計画課 ☎26-6867 横瀬町 建設課 ☎25-0117
皆野町 建設課 ☎62-1463 県都市計画課 都市計画担当 ☎048-830-5341

土地・家屋 価格等 縦覧帳簿の縦覧

令和4年度の土地・家屋の固定資産税は、令和4年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による評価額などが記載されています。

この機会に、ご自分の固定資産が適正な評価であるか確認してください。

- 期 間** 4月1日(金)～5月31日(火)
時 間 午前8時30分～午後5時15分
※閉庁日を除く
場 所 税務課(⑦番窓口)
手数料 無料
対 象 土地価格等縦覧帳簿：土地の固定資産税
納税者
家屋価格等縦覧帳簿：家屋の固定資産税
納税者
持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461



簡単手話入門

町民の皆さんの手話への理解を深め、普及を図ることを目的に、簡単な手話を紹介します。

- 【春】** 両手掌を上に向けてあおるように上げる動作を繰り返します。この表現には「暖かい」という意味もあります。



- 【桜】** 両手掌を向かい合わせ手首を軸にひねります。左から右へ位置を変えながら2～3回繰り返します。



手話の動きを動画で確認することができます。QRコードからご覧ください。

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会

